

札幌市立厚別中学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月15日 改訂

1 いじめの問題に対する基本認識及び基本姿勢

いじめが生徒の心身に及ぼす影響を全教職員が共通理解し、「いじめは人として決して許されない行為」であるという基本意識のもとで、「いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こりうる」という危機意識を常にもって対応していく必要があります。(いじめの定義については末尾の参考資料を参照)

こうした基本認識に立ち、本校では、全ての生徒がいじめを絶対に許さず、良好な人間関係の形成と安心して学習することができる環境を整備していきます。そのためには、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消のため、生徒指導の機能や教育相談の充実を図り、生徒一人ひとりの心の居場所を確保するとともに、安全で安心して学習に取り組むことができるよう、全教職員が計画的・組織的そして継続的に「いじめのない学校づくり」を推進することを厚別中学校の「いじめ防止」の基本姿勢とします。

2 いじめ防止対策推進の基本的な考え方

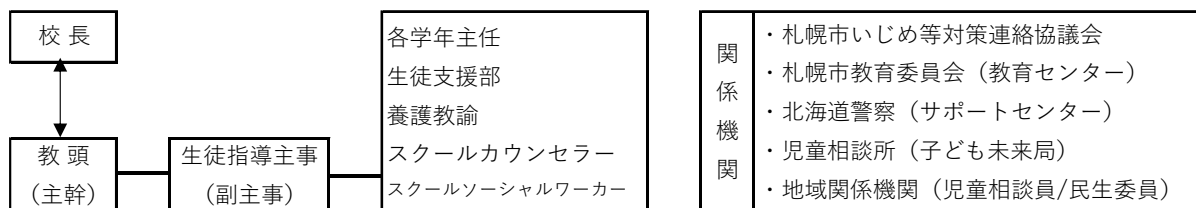
- (1) 「1 いじめの問題に対する基本認識及び基本姿勢」を全教職員及び保護者等が共有し、関係機関や地域住民等との協力と連携を図りながら、いじめの根絶に向け組織的な取組を推進します。
- (2) いじめ防止対策推進のための組織として、「いじめ防止対策委員会」を校内に設置し、実効性のある取組を推進します。
- (3) 生徒の心身の成長や学習する権利を阻害するような重大な被害を与えるような事態に対しては、設置者(教育委員会)や専門機関等の協力を得て、事実解明等を行う緊急の調査組織を設け、被害者救済のための必要な措置を講じます。

3 「いじめ防止対策委員会」(生徒支援委員会)の設置

- (1) いじめ防止対策を実効的に行う組織として「いじめ防止対策委員会」を設置します。
- (2) 本委員会を月に1回開催するとともに、必要に応じて臨時に招集します。

<組織図>

- ・校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、各学年主任、生徒支援部、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーから構成されます。



必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者などの外部専門家等や地域の関係者などを構成員に加えます。

* 校長はいじめ防止対策に係る基本的方針を示し、取組内容を決定します

* 教頭は校長の方針に基づき、生徒指導主事及び構成員に必要な指示並びに指導助言を行います。

* 生徒指導主事(副)はいじめ防止対策委員会の代表として実務的な連絡及び調整を行います。

* スクールカウンセラー(S C)は委員会に参加し、いじめ防止についてアドバイスを行います。

* いじめの疑いを把握した場合は、構成員が全員そろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催します。

4 「いじめ防止対策委員会」の責務

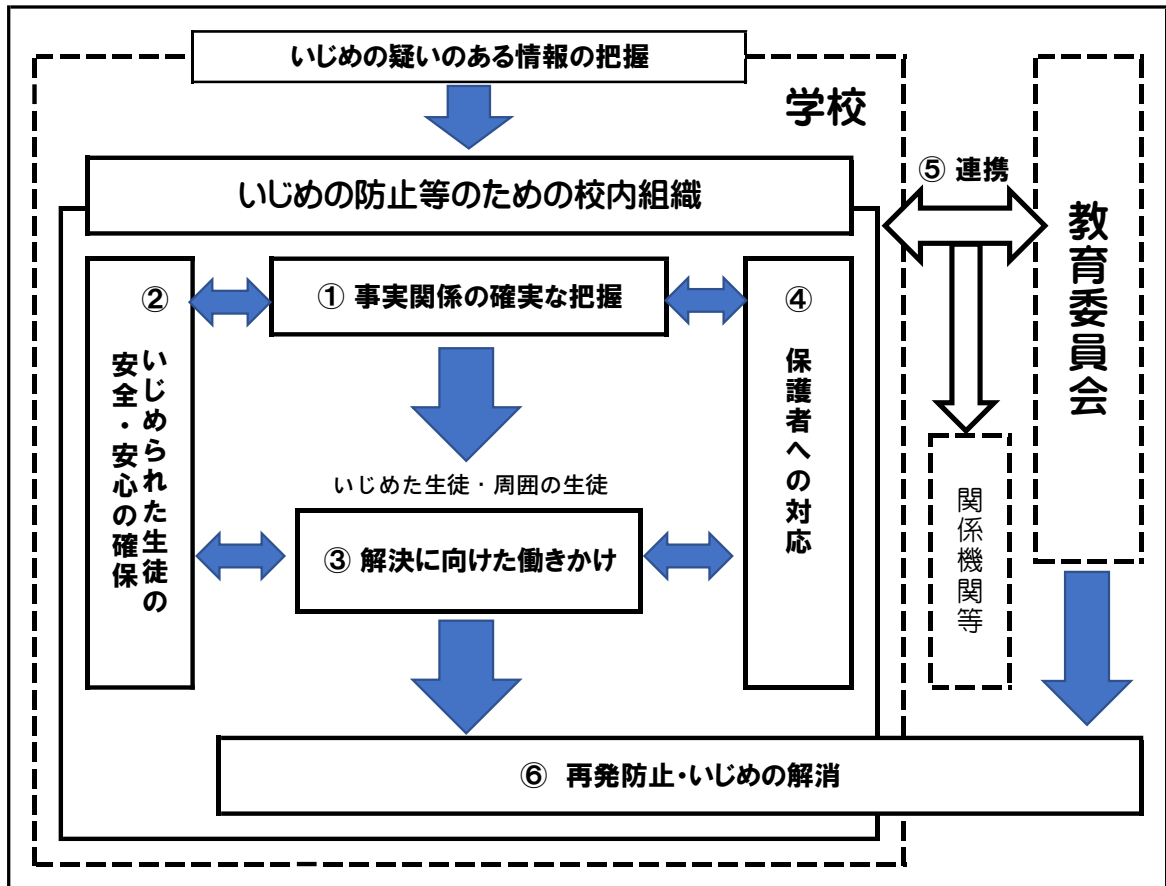
「いじめ防止対策委員会」は、いじめの根絶に向け、次に掲げる事項に取り組みます。

- (1) いじめ防止基本方針の策定と推進
- (2) 校内組織（分掌・各種委員会等）との連携
- (3) いじめ根絶に係る生徒の生徒活動の推進
- (4) 生徒の思いやりの心など豊かな心の育成
- (5) 生徒の望ましい人間関係や自己有用感の育成
- (6) 生徒の情報モラルの育成
- (7) ネットトラブルへの対応
- (8) いじめの早期発見・早期解消
- (9) いじめの再発防止
- (10) 関係機関との連携
- (11) 保護者等への適切な情報提供
- (12) 教育相談（いじめ調査等）の計画と推進
- (13) いじめの問題及び児童（生徒）理解に係る教職員の研修の企画と運営
- (14) いじめ防止対策推進に係る学校評価の推進（学校評価アンケートに項目を新設）
- (15) その他、いじめ防止対策推進に関すること
- (16) いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認
- (17) いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討

5 具体的な取組内容

- (1) いじめ未然防止の取組
 - ① いじめに関する一斉学習の実施（学級活動又は道徳の時間の企画立案及び実施）
 - ② 全校集会の実施（生徒会を中心とした活動等）
 - ③ 生徒活動（生徒会・各種委員会・部活）による防止活動
 - ④ 教育相談日（悩み相談、いじめアンケート利用）の設定（年2回・4～5月/11月）
 - ⑤ 学校公開日等における学級活動・道徳の授業公開
 - ⑥ 学校・学年PTA集会や保護者懇談会の開催
（いじめ防止基本方針の説明やネットトラブル未然防止について）
 - ⑦ いじめ問題に関する校内研修の実施〔生徒理解研修を組織的継続的に取り組む〕
 - ⑧ ボランティア活動の実施（地域との連携）
 - ⑨ 外部講師（地域人材）などを招いた豊かな心を育む講演会の実施（非行防止教室など）
- (2) 早期発見・早期解消の取組
 - ① 相談窓口の紹介（校内及び校外の相談機関等）
 - ② 教育相談（教育相談カード）の実施（年2回実施）
 - ③ 三者面談の実施（年2回実施）
 - ④ 生徒へのアンケート調査の実施（悩みアンケート、いじめアンケート）
 - ⑤ スクールカウンセラーとの情報交流会の開催（原則毎週火曜日）
 - ⑥ 校内いじめ防止対策に関する会議の運営（情報交換、情報共有）
 - ⑦ ふれあい活動の推進（すき間のない指導体制）
 - ⑧ ネットパトロール等との連携・対応
 - ⑨ 関係機関、地域住民等からの情報収集
 - ⑩ いじめ防止対策委員会における対策の検討

6 いじめ発生時の対応



(1) いじめの把握

- いじめアンケート等の調査による把握（調査用紙は3年間保管）
- いじめを受けた本人（または保護者）からの訴え
- 周囲の生徒からの情報
- 教職員の観察による発見
- 関係機関、地域住民等からの通報
- その他

(2) 初期対応

- いじめの発見者（把握者）から関係学年代表、学級担任等への情報提供（共通理解）
- 関係学年代表、学級担任等による関係生徒への事実確認及び指導
- いじめ防止対策委員会への情報提供及び対策会議
- 当事者生徒・保護者からの丁寧な聞き取り

(3) いじめの報告

- いじめの発見者（把握者）から生徒指導主事へ報告
生徒指導主事から関係学年代表、学級担任等へ調査の指示
- 生徒指導主事から教頭へ報告 <教頭から生徒指導主事へ必要な指示>
- いじめ防止対策委員会の開催と対策会議
- スクールカウンセラーによるコンサルテーション
- 教頭から校長へ報告 <校長から教頭へ必要な指示>
- 校長によるいじめ防止対策委員会の招集

(4) いじめ防止対策委員会の招集

- 事実関係の解明
- 指導方針の確認
- 個別指導の検討
- 役割分担の協議
- 対応チームの編成
- 関係機関との連携
- 全教職員による共通理解の形成

【会議の流れ】

- ① いじめ発見後 24 時間以内に会議を開き、対応策を決め、保護者への連絡を含めて対応します。
- ② 会議の座長（最高責任者）は校長先生とします。
- ③ いじめが解決するまで、会議は招集され続けます。
- ④ 会議では指導経過の報告と新たに取り組むべき方針が決定されます。
- ⑤ 解決の判断は校長先生がします。
- ⑥ いじめ解決後も、1 週間、1 ヶ月、3 ヶ月と定期的に生徒の状態を会議で報告します。
- ⑦ 校長先生あるいは学年主任は、1 ヶ月後、3 ヶ月後、半年後に保護者に連絡し、その後の状況を尋ねます。

(5) いじめの解消

- いじめを受けた生徒への対応
- いじめを行った生徒への対応
- 周囲の生徒への対応
- 保護者への対応
- 教育委員会への報告（指導・助言やいじめ早期対応チームの要請）
- 関係機関への相談（児童相談所、スクールソーシャルワーカー、各種相談室等）

いじめが解消している状態は次の二つの要件を満たした場合に判断します

- ① いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること
- ② いじめを受けた生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること

(6) 再発防止に向けた取組（いじめ防止対策推進委員会において検討）

- 原因の詳細な分析
- 学校体制の改善・充実
- 教育内容及び方法の改善・充実
- 家庭、地域との連携強化

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の把握

* 重大事態か否かの判断基準は、法や国の基本方針等を参考とし、協議の上で判断。関係機関からの指導を仰ぐ。

- 重大事故・事案の発生
- 本人及びその保護者からの申し立て
- 教育委員会、警察等関係機関からの通報
- その他

(2) 重大事態の調査

- いじめ防止対策推進委員会の緊急招集、調査の実施
- 事実の整理、校長への報告

(3) 重大事態の報告、通報

- 教育委員会への報告、早期対応チーム派遣等支援の要請
- 犯罪行為が認められる場合等は、警察への通報、支援の要請
- 生徒の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えた際には、学校として警察への相談・通報を行う

(4) 調査組織の設置（札幌市教育委員会の指示により設置）

- 校内調査委員の選定
- 校外の専門家への協力依頼（いじめ早期対応チーム（市教委）、スクールカウンセラー等）
- 「札幌市いじめ等対策連絡協議会」の派遣要請
- 加害者への教育的措置の検討
- 被害者の救済措置の検討
- 調査及び対応結果の教育委員会への報告

(5) 措置の実施

- 札幌市教育委員会の指示に基づく具体的な措置を進めます。

いじめの定義

(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義)

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

- (注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。
- (注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- (注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- (注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。
- (注5) けんか等を除く。ただし、外見的にはけんかのように見えることでも、よく状況を確認すること。